

表-2・1 通行条件別許可限度寸法

通行 条件	許可車両の幅の限度		許可車両の高さの限度		許可車両の長さの限度		
	分離道路	非分離道路	分離道路	非分離道路	線部		交差点
					分離道路	非分離道路	
A	車道幅員－ 3.0m	$\frac{\text{車道幅員} - 0.5\text{m}}{2}$	車道上のいづれの位置においても通行できる車両の高さ		別紙(1)許可車両の長さの算定図表の表－1及び図－2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が(車道幅員－0.5m) $\left(\frac{\quad}{2} \right)$ 以下の車両の長さ	別紙(1)許可車両の長さの算定図表の表－1及び図－2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が(車道幅員－0.5m) $\left(\frac{\quad}{2} \right)$ 以下の車両の長さ	－
B	車道幅員－ 1.0m	$\frac{\text{車道幅員}}{2}$	進行方向の車道部分の中央位置において通行できる車両の高さ	車道の中央部分で通行できる車両の高さ	別紙(1)許可車両の長さの算定図表の表－1及び図－2による。ただし、許可車両の幅との相関において、車両占有幅が(車道幅員－1.0メートル)以下の車両の長さ	別紙(1)許可車両の長さの算定図表の表－1及び図－2による。ただし、交差点の形状と図－1を照合して許可車両が対向車線をおかさず、右折又は左折できる長さ	

C	車道幅員	車道幅員	道路の中央位置において通行できる車両の高さ	別紙(1)許可車両の長さの算定図表の表-1及び図-2による。ただし、許可車両の幅との相関において車両占有幅が(車道幅員)以下の車両の長さ	別紙(1)許可車両の長さの算定図表の表-1による。ただし、交差点の形状と図-1を照合して許可車両が、対向車線を占有すれば右折又は左折できる長さ
---	------	------	-----------------------	--	---

(注) 1 分離道路とは、車線が往復の方向別に物理的に分離され、または白色の実線で分離されている道路(通常4車線以上の道路)および一方通行の道路をいう。

2 非分離道路とは、分離道路以外の道路をいう。

3 交差点部のA条件については、車両の寸法の大小に関係なく無条件で通過することは考えられないので空欄とした。